

安城市広告掲載等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、行財政改革の一環として、広告掲載等の実施について必要な事項を定めることにより、市の資産を有効に活用するとともに、新たな財源の確保又は経費の節減、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人等 法人その他の団体若しくはこれらにより構成されたグループ又は個人をいう。
- (2) 広告媒体 広告掲載が可能なものとして市長が適当と認める市の資産をいう。
- (3) 広告掲載 法人等が当該法人等の事業に係る広告を広告媒体に掲載し、又は掲出することをいう。
- (4) ネーミング媒体 愛称を付けることが可能なものとして市長が適当と認める市の資産をいう。
- (5) ネーミングライツ 法人等が当該法人等の名称や商品名を冠した愛称をネーミング媒体に付ける権利をいう。
- (6) 広告媒体等 広告媒体及びネーミング媒体をいう。
- (7) 広告掲載等 広告掲載及びネーミングライツの付与を受けて愛称を付けることをいう。
- (8) 優先交渉権者 ネーミングライツの付与を受けようとする応募者のうち、適格性があり、かつ、有利な条件で契約を締結できる者として、他の応募者に優先して市が契約交渉を行う法人等をいう。

(応募資格)

第3条 応募資格を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない法人等とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する法人等
- (2) 応募時点で、安城市工事請負契約等に係る入札参加資格（一般・指名）停止要綱（平成5年4月1日施行）の規定による入札参加資格停止措置を受けてい

る法人等

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の手續について申立てがなされ、当該手續が終了していない法人等
- (4) 法令等に違反する事業若しくは行為を行う法人等又はそのおそれがある法人等
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）による規制を受ける事業を行う法人等
- (6) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関する事業を行う法人等
- (7) たばこの製造又は販売に関する事業を行う法人等
- (8) 「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月30日付け安城市長・安城市教育委員会教育長・愛知県安城警察署長締結）に基づく排除措置の対象となる法人等
- (9) 本市の市税及び料金等を滞納している法人等

2 前項に定めるもののほか、応募資格は、広告媒体等ごとに別に定めるものとする。

（広告掲載等の基準）

第4条 前条の規定にかかわらず、その内容が次の各号のいずれかに該当する広告及び愛称については、広告掲載等を認めないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題その他これに類する事項についての主義又は主張に関するもの
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 射幸心をあおるもの
- (10) その他市長が広告掲載等を行うことが不適當であると認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載等の基準は、広告媒体等ごとに別に定めるものとする。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載位置、掲載料、掲載期間その他広告掲載に関し必要な事項は、広告媒体ごとに、その性質に応じて別に定めるものとする。

(愛称の条件等)

第6条 愛称の条件、ネーミングライツの対価、付与期間その他ネーミングライツの付与に関し必要な事項は、ネーミング媒体ごとに、その性質に応じて別に定めるものとする。

(広告掲載等に関する募集方法等)

第7条 広告掲載等に関する募集方法及び選定方法は、広告媒体等ごとに、その性質に応じて別に定めるものとする。

(物品の受入れ)

第8条 市長は、相当と認めるときは、広告掲載を、法人等から広告が掲載された物品を受け入れる方法により行うことができる。

(法人等の責任)

第9条 広告及び愛称の内容に関する一切の責任は、広告掲載等を希望した法人等が負うものとする。

(審査会)

第10条 広告掲載等に関して審査するため、安城市広告掲載等審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、次に掲げる事項を審査の対象とする。

- (1) 広告媒体、広告の規格等
- (2) ネーミング媒体、愛称の条件等
- (3) 優先交渉権者の選定
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広告掲載等についての必要な事項

3 審査会の委員長は副市長を、副委員長は企画部長を、委員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務部長
- (2) 行革・政策監
- (3) 広告掲載等を行おうとする広告媒体等を所管する部長

4 企画政策課長は、審査対象となる事項について予備審査をし、軽易な事項と認めるときにあつては委員長の決裁により、より軽易な事項と認めるときにあつては広告媒体等を所管する課の長の決裁により、審査会の開催を省略することがで

きる。

5 委員長は、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が前条第2項各号に掲げる事項について審査をする必要があると認めた場合に、委員長が招集する。

2 会議は、委員長が議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第12条 委員長は、広告掲載等を行おうとする広告媒体等を所管する課等の長を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第13条 審査会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。